

財団法人山梨県林業公社の現状と課題

(平成 23 年度第 1 回山梨県森林審議会資料)

平成 23 年 9 月 5 日

山 梨 県

目 次

第1	林業公社設立の経緯	2
第2	林業公社が果たしてきた役割	4
第3	経営悪化の背景と経営改善に向けた取り組み	5
第4	現状と課題	6
1	森林管理の現状と課題	6
(1)	分収造林地の現状	6
(2)	森林整備の課題	7
(3)	将来の森林整備	8
2	債務処理	9
(1)	経営の現状	9
(2)	債務と資産の現状	10
(3)	債務処理の課題	11
3	分収林の再整備のあり方	12

設立と目的

- 昭和40年9月、県の全額出捐（100万円）により、民法第34条に基づく公益法人として設立
- 目的は、森林資源の造成、整備や、森林・林業に関する普及啓発、林業の担い手の確保育成による県土の緑化保全、農山村経済の振興及び住民の福祉の向上に寄与すること

事業内容

- 分収林事業 } 土地所有者との契約により、公社が民有林の整備を実施し、伐採収益を分収
 - ・ 分収造林：人工林を公社が造成、整備
 - ・ 分収育林：育成途上の人工林を公社が整備
 - ・ 緑のオーナー制度：一般県民の費用負担により分収育林を実施
- 受託事業
 - ・ 県施設（武田の杜、金川の森、県民の森）の管理（指定管理）
 - ・ 森の教室（森林総合研究所普及啓発ゾーン）の管理
 - ・ 県有林立木計算事務受託
- 林業労働センター事業
 - ・ 担い手対策への助成、高性能林業機械レンタル料助成、技術研修の実施、新規就業説明会の開催等

（設立の背景）

- 我が国においては昭和30年代以降、高度経済成長による建築用材等の需要に応えるため、薪炭林を主体とした天然林を、スギやヒノキ等の人工林に転換する拡大造林施策が進められた。
- 施策の推進に当たり、必要な資金や技術を森林所有者以外から導入するため、分収造林特別措置法が昭和33年に制定され、融資資金や分収林の仕組みが整備された。
- 林業公社は、こうした時代背景のもと、昭和40年代を中心に全国各地で設立され、本県においても民有林における人工林整備の担い手として、県が主体となって設立された。

（全国の林業公社の動向）

- 全国39都道府県に44公社が設立
- 一部の県で解散や統合等を実施
 - （解散） S56 愛媛県
 - H19 岩手県、大分県
 - H22 神奈川県
- 現在は、35都道府県に38公社
 - （形態） 財団法人：13 社団法人：25

※未設置県（8県）

千葉、静岡、三重、大阪、香川、福岡、佐賀、沖縄

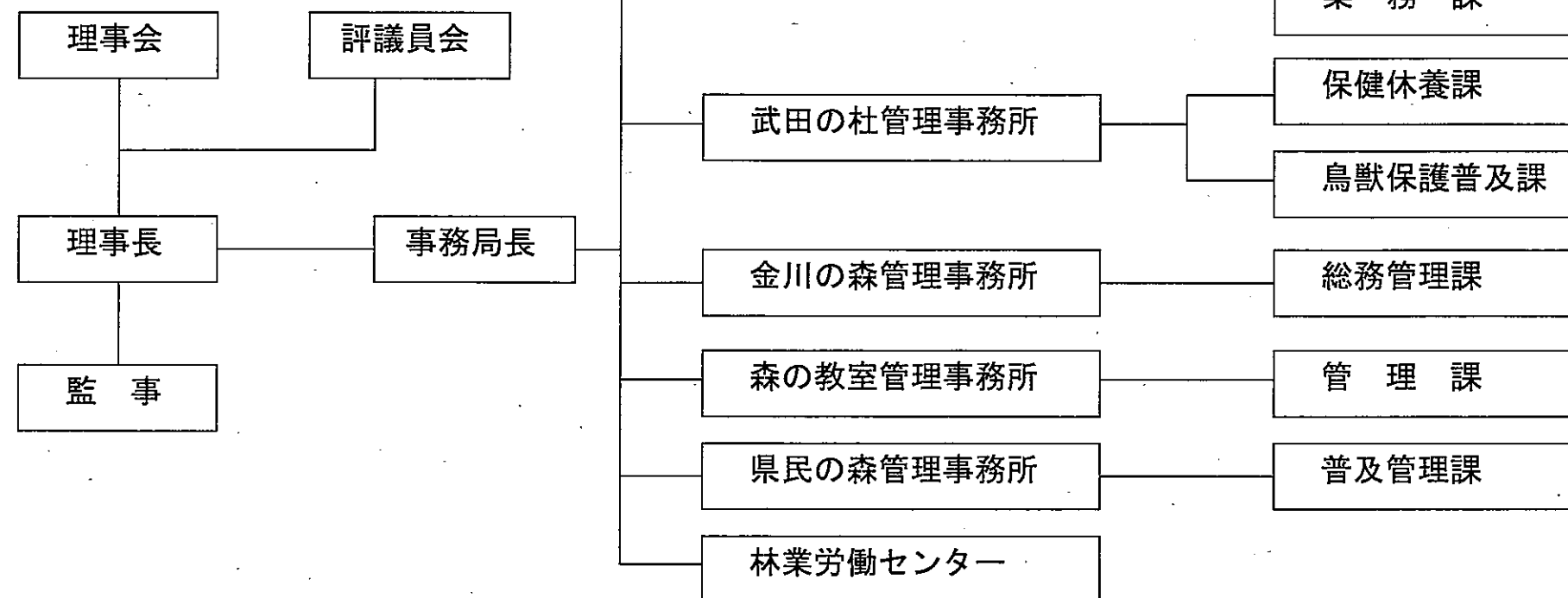
組織の現状

林業公社の組織

○ 寄付行為で定める森林資源の造成や森林・林業に関する普及啓発、林業の担い手確保育成に関する事業を行うための組織は、図のとおり。

○ 職員の平均年齢は、53.8歳
(プロパー職員の平均年齢は45.1歳)

○ 組織図



○ 所属別職員数

所 属	役 職 員 数		臨時職員 非常勤嘱託	合 計
		(うちプロパー)		
本 社	9	(7)	1	10
武田の杜	3	(1)	4	7
森の教室	1	(0)	2	3
金川の森	4	(2)	1	5
県民の森	1	(1)	1	2
林業労働センター	2	(0)	0	2
合 計	20	(11)	9	29

林業公社職員数の推移 (単位:人)

職員数の縮減

○ 経営改善計画(平成9年度)に基づく人件費の縮減を図るため、平成10年度からの10年間で、定年退職者及び早期退職者の補充をせず8名を減員

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
職員	39	38	38	36	38	34	31	31	30	30	30	30	29
うち プロパー職員	19	18	18	17	18	14	12	12	12	11	11	11	11

第2 林業公社が果たしてきた役割

森林資源の充実

- 公社の造成した人工林（約8千ヘクタール）は、県内の人工林（民有林）の約9%
- 昭和40年以降に植栽された人工林（民有林）の約31%に相当

→ 再生可能な木材資源の充実に寄与

公益的機能の発揮

- 継続的な森林整備の実施を通じた公益的機能の発揮
 - ・ 地球温暖化の防止に資する森林吸収源
 - ・ 県土の保全を図る土砂の流出防止
 - ・ 安定的な水資源の供給源としての水源かん養 等

→ 経済的評価の試算額（約8千ha）毎年約217億円

雇用の確保

- 就労機会の少ない山村地域において、植栽や保育作業などの就労の場を提供

→ 雇用者数（45年間） 約131万人・日
（年平均約3万人・日）

森林公園等の施設管理

- 県民や観光客に森林・林業の普及啓発や森林とのふれあいの場の提供

→ 施設利用者の累計510万人（平成22年度38万人）

林業労働力の確保

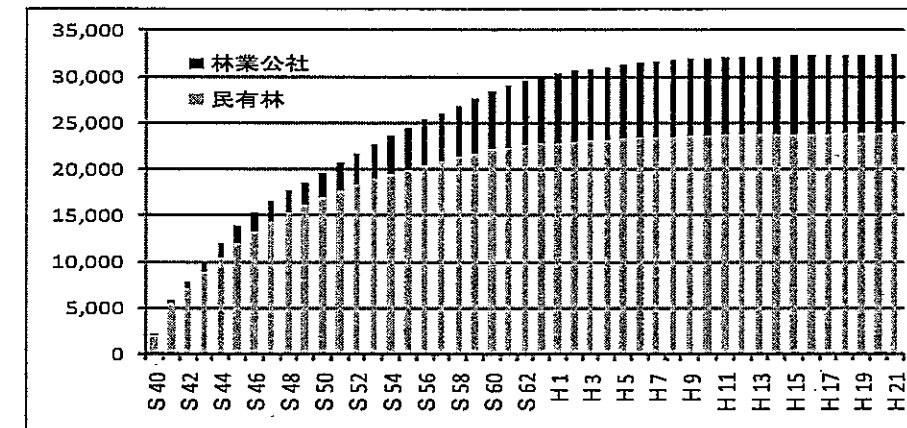
- 林業労働センターとして林業の担い手の確保に必要な助成や、就労希望者に対する説明会の実施等

→ センターを通じた新規就労者は128人

本県の人工林（民有林）の推移

区分	昭和40年	平成21年	増加量（うち公社）
面積	64,906ha	91,549ha	26,643ha（8,276ha）

民有林造林面積（S40～H21の累計 単位：ha）



※ 再造林面積も含むため、人工林増加量とは一致しない

公益的機能の評価額（林業公社分収造林地）

機能	評価額
地球環境保全機能	592,502 千円/年
二酸化炭素吸収	592,502 千円/年
土砂災害防止等	12,546,246 千円/年
表面浸食防止	9,968,866 千円/年
表層崩壊防止	2,577,380 千円/年
水源かん養機能	8,624,428 千円/年
洪水緩和	1,662,420 千円/年
水資源貯留	2,964,093 千円/年
水質浄化	3,997,915 千円/年
合計	21,763,176 千円/年

雇用の内訳（昭和40年～平成22年）

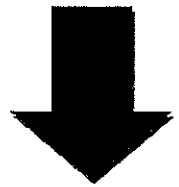
作業種	雇用者数（人・日）
植栽	454,271
下刈り・つる切り	538,420
除伐・間伐	168,015
合計	1,312,144

※日本学術会議が算出した森林の評価額の手法（平成13年）により算出

第3 経営悪化の背景と経営改善に向けた取り組み

分収林の仕組み

- 土地所有者との分収林契約により林業公社が費用を負担した上で森林を造成・整備
- 伐採収入を得るまでの期間に必要な事業費や管理費のほとんどは、日本政策金融公庫や県からの借入金を充当

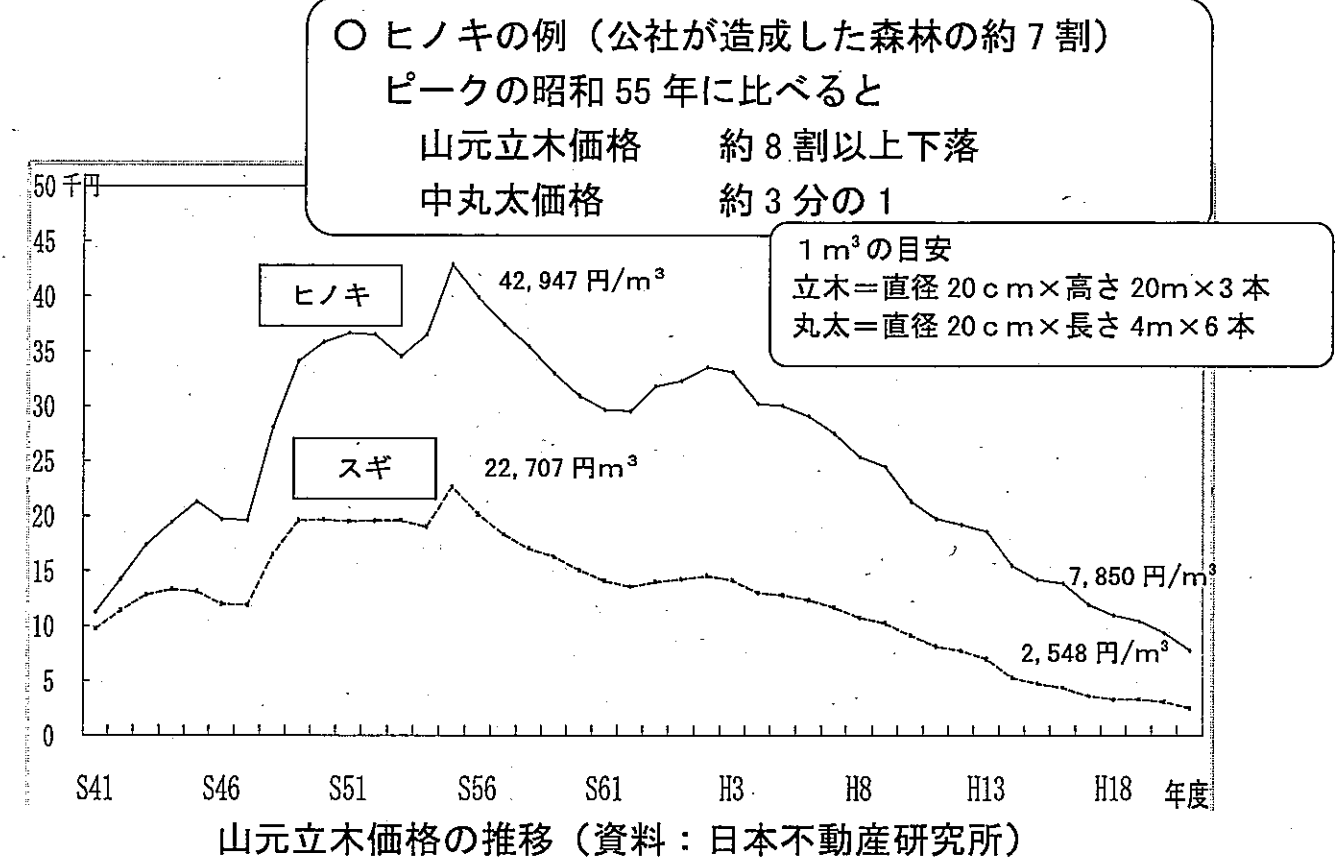


木材価格の下落や経営コストの上昇により、将来の分収林事業の収支均衡が危ぶまれる

経営改善の取り組み

- 「経営改善計画」 (平成9年度)
 - 保育基準の見直し、新植面積の縮減、新規契約の分収割合の改善、高金利の農林漁業金融公庫借入金の低金利資金への借り換え
- 「事業運営合理化計画」 (平成14年度)
 - 事業費の圧縮や新規造林の中止、低利資金への借り換え
- 「林業公社経営計画」 (平成17年度)
 - 収益の見込めない森林の持分譲渡、受託事業の実施、事務処理の効率化、人件費の縮減

⇒ こうした取り組みにより、全ての契約が終了する平成67年度末における、長期収支見込による債務超過額が縮減
 平成14年度：約▲269億円 → 平成22年度：▲208億円



木材価格の大幅かつ継続的な下落

- 林業は木材価格の低迷などによる採算性の悪化から長期的に停滞
- ⇒ 植林から伐採までの長期にわたる投資に見合った収入を得ることは困難な状況

経営健全化に向けた取り組みの主な成果 (平成13~22年度)

長期収支見込による債務超過額の推移 (平成14~22年度) 単位：億円

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22
債務超過額	269	234	235	230	212	207	203	216	208

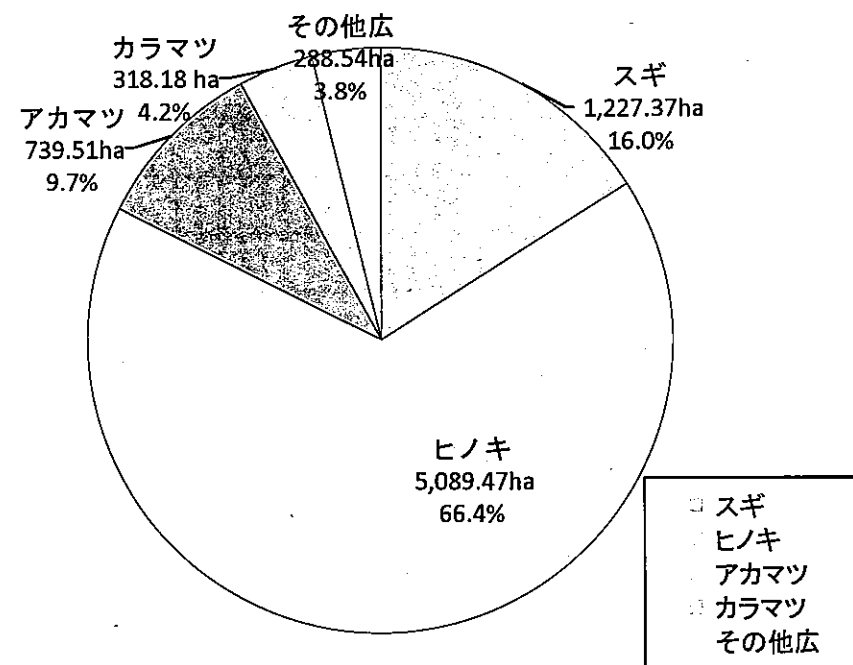
取り組み内容	縮減額
・業務規模の縮小(保育事業の縮減、持分譲渡による利息軽減)	147百万円
・公庫借入金の借り換え(制度活用による利息軽減)	2,965百万円
・公庫借入金の借り換え(市中金融機関への借り換え)	2,370百万円
・被害地の解約(公庫への繰上償還による利息軽減)	5百万円
・人件費の縮減、国の交付金の活用	274百万円
合計	5,761百万円

第4 現状と課題

1 森林管理の現状と課題

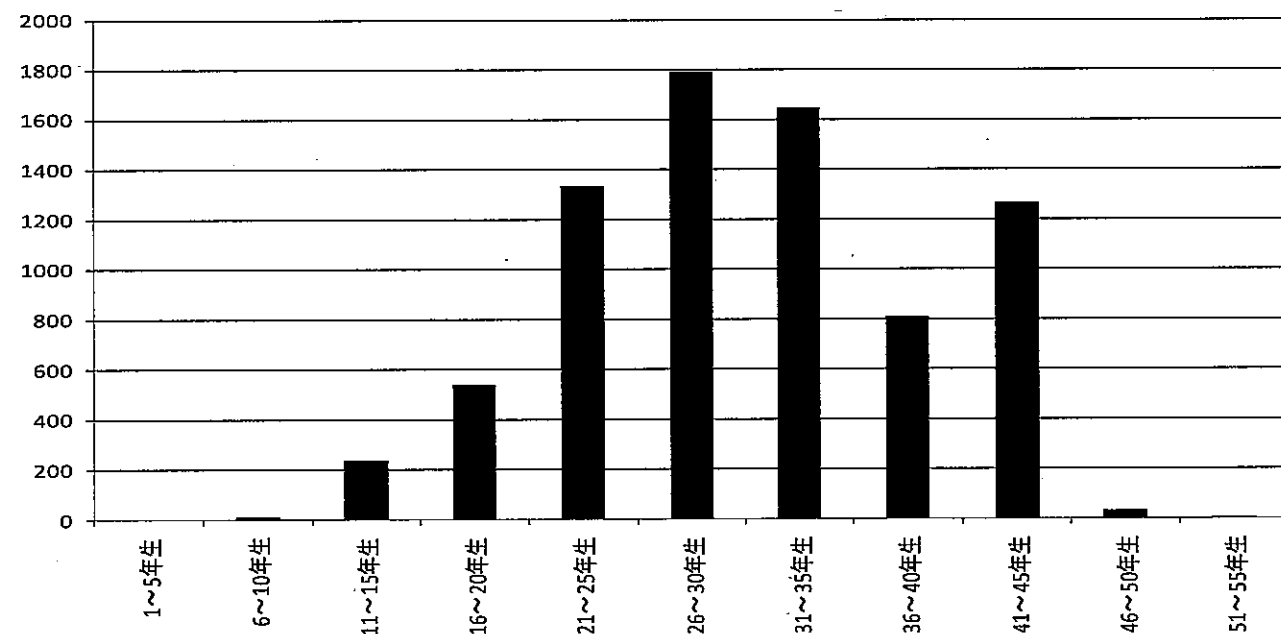
(1) 分収林の現状

- 昭和40年から平成13年までに8,393ヘクタールの分収林を設定
- 現在は、生育不良地や山火事跡地、契約満了による解除などにより、7,762ヘクタールを管理
- 県内に広く分布しており、里山に近い箇所もあるが、県境近くの奥山等にも所在
- 樹種構成は、比較的に材価は高いが利用伐期まで時間を要するヒノキの割合が高い
- 林齢構成は、最も高い樹齢でも46年生で、今後、利用伐期を迎える段階にあり、引き続き適切な保育が必要



事業	内容	規模	分収割合
分収造林	管理面積：7,663ha 契約件数：3,336件 契約者数：4,875人	・ 公社が費用負担して植栽、管理 ・ S40～H13に8,276haを設定 ・ 一部の成績不良地等を解除	公社：所有者 60:40 (S40-H9) 99% 70:30 (H10-H12) 1% 75:25 (H13)
分収育林 (2者)	管理面積：56ha 契約件数：41件 契約者数：45人	・ 育成途上の森林を公社が費用負担して管理 ・ H9～H11に56haを設定	公社：所有者 50:50 (林齢11-15年) 13% 30:70 (林齢16-25年) 45% 20:80 (林齢26-30年) 42%
分収育林 (緑のオーナー制度)	管理面積：42ha 契約口数：368件 契約者数：417人 ※ 一口30万円	・ 育成途上の森林を、緑のオーナーの費用負担による協力を得て公社が管理 ・ S61～H10に13箇所61haを設定 ・ H22に契約満了で3箇所を解約	公社：所有者：オーナー 10:40:50 (S61-S63、H6-H10) 49% 10:30:60 (H1-H5) 51%

林齢（齢級）別の森林面積 (単位 ha)



(2) 森林整備の課題

保育作業

- 林業公社の造林地は、最も林齢の若いものが10年生であり、保育作業が必要な森林が半分以上を占める
- 今後20年間程度は除伐や枝打ち、間伐、つる切り、獣害防除などの作業が必要

(参考) 県有林の過去5年間 (H18-22:平均) の保育作業 1,861 ha/年

伐採の見通し

- 契約期間どおりの伐採を行うこととした場合の伐採面積は、
 - ・ 今後、10年間は概ね50~100ヘクタール
 - ・ ピークとなる平成43年から平成53年の間には、年間300~500ヘクタール
- 一時的な供給量の増加が市場に与える影響や、事業者の処理能力などを考慮し、木材価格の動向を見据えた伐期の延長や実施体制の整備が必要

(参考) 県有林の過去5年間 (H18-22:平均) の伐採量 153 ha/年

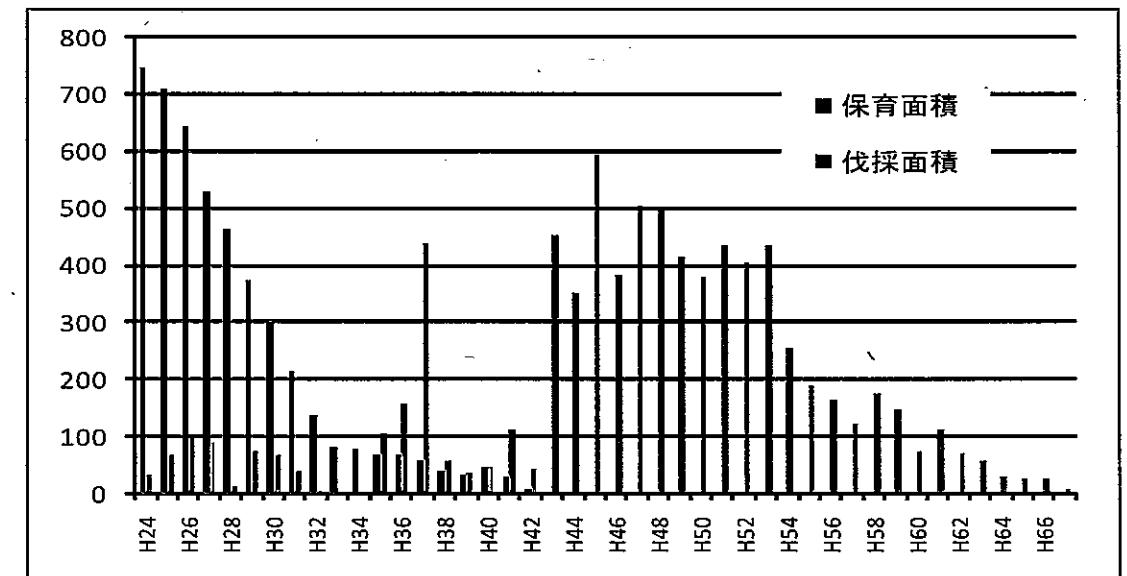
伐採後の再整備

- 公社造林地は林道や作業道等から離れた尾根近くの奥山などにも所在
- 伐採する際には材の搬出に相当な手間が掛かるほか、伐採後の造林や保育を行うにも条件の悪い箇所が多く存在
- 当初契約どおりに皆伐を行った場合には、適切な森林管理が行われない箇所が発生し、荒廃した森林の増加を招くおそれが高い

今後の保育・伐採面積(見込み)

森林施業	事業量 (ha)		実施基準
	H23	H24以降	
除伐	15	76	スギ・ヒノキ= 15年生までに2回 アカマツ = 実施せず カラマツ = 11年生で実施
枝打ち	59	360	ヒノキのみ、対象地を厳選し2回
間伐	455	2,728	30年生までに2回
つる切り クズ枯殺 獣害防除	50 25 100	322 69 1,061	必要な箇所を実施
合計	704	4,616	

森林整備事業量の推移(見込み) (単位 ha)

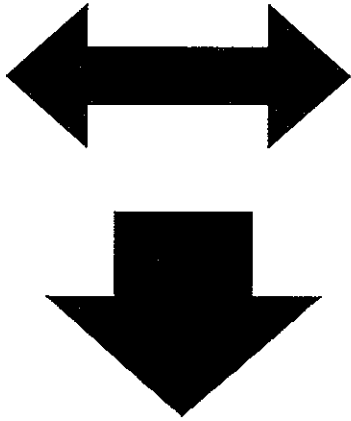


保育・伐採面積の今後の見込み(単位:ha)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54	H55	H56	H57	H58	H59	H60	H61	H62	H63	H64	H65	H66	H67	
保育面積	746	707	643	527	464	374	299	212	136	81	79	68	67	56	39	34	48	28	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伐採面積	32	69	94	87	11	75	69	39	4	0	104	158	438	56	38	46	111	42	451	353	594	381	503	493	413	380	436	402	434	256	189	165	124	175	148	73	114	70	56	29	26	25	10		

(3) 将来の森林整備

○ 最終的な契約満了時には、皆伐を行い跡地は土地所有者自らが森林整備を行っていく必要がある。



○ 林業会社による分収造林は、天然林等であったところに針葉樹人工林を植栽してきた箇所が多いため、土地所有者が木材生産を目的とした森林整備を自ら行っていくという意識は高くない。
 ○ 森林・林業を取り巻く厳しい情勢の中では、皆伐して土地所有者に返地した場合、跡地への造林が行われず、適切な森林整備が実施されないおそれがある。



○ 公社造林地の契約終了に当たっては、経済的な利益を追求するだけの伐採を行っていくことは、森林の公益的機能の発揮の面から望ましいものではない
 ○ 針葉樹人工林の植栽を行わず、将来の管理に多くの労力を要しない広葉樹林や針広混交林へ転換していけるような契約終了の方策を講じる必要がある。



伐採後の確実な森林の再整備が求められる

■ 森林所有者（分収造林契約者）を対象としたアンケート調査（H22.12）
 （調査対象者：1,000人 回答数：470人）

- 現時点で判断不可との回答は56%で、期間延長を望むとの回答は27%
- 満期伐採とした中で、伐採跡地に造林するとの回答は20%
- 一方、何もせず放置するとの回答は67%

契約満了時の森林の取扱い

区分	満期伐採	持分買取	期間延長	判断不可	無回答	合計
回答数	70	2	127	263	8	470
構成比(%)	15	0	27	56	2	100

満期伐採の回答を対象とした伐採跡地の取扱

区分	再造林	何もしない	施業委託	無回答	合計
回答数	14	47	7	2	70
構成比(%)	20	67	10	3	100

2 債務処理

(1) 経営の現状

事業運営

- 分収林事業に必要な経費については、事業規模の縮小や人件費の削減などにより、毎年度、予算規模を縮減してきている
- しかしながら、木材価格の低迷により育成途上の森林からの伐採（間伐）収入が見込めず、森林整備の実施や組織運営に必要な経費の自己負担分は借入金で賄っている状況

事業費・管理費のピーク時との比較

単位：千円

区 分	事業費	管理費
現 在 (H22)	185,243	63,533
ピーク時	914,011 (H4)	239,874 (S63)

(財源内訳)

- ・ 国や県の補助金を最大限活用していることから、森林整備のうち自己負担分（借入金）は14%と低く抑えられている（通常の補助事業では32%）
- ・ 一方で、組織運営に必要な管理経費は、一部で補助金を活用しているが、ほとんどが借入金で対応

借入金償還

- 外部からの借入金については、毎年度、約定に基づいた償還（元金+利息）が必要な状況にあり、必要額は漸減
- 現時点では、伐採収入では償還に必要な財源が確保できないことから、全て県からの借入金で償還している状況
- 現在の木材価格で試算した長期収支見通しによれば、将来的な伐採収入でも、県からの借入金を含めた全ての借入金を償還することは困難

■ 林業公社の事業別予算額

単位：千円

総額 901,509 千円

分収林事業 668,390	受託事業 232,828
------------------	-----------------

収支内訳（平成23年度予算）

■ 分収林事業（総額 668,390 千円）

(収入)	補助金 135,978	県借入金 508,139
	公庫借入金 22,631	交付金外 1,642
(支出)	事業費 153,514	管理費 70,514
		借入金返済 444,362

■ 事業費（総額 153,514 千円）

(収入)	補助金 127,996	公庫借入金 22,631
	間伐収入 1,226	県借入金 1,661
(支出)	保育(間伐等) 114,714	作業道整備等 3,739
		保護 8,709
		附帯事務費 3,739

■ 管理費（総額 70,514 千円）

(収入)	県借入金 70,098
	交付金 416
	福利厚生費 7,552
(支出)	職員給与 45,590
	需用費ほか 13,231
	役員費 4,141

■ 借入金返済（総額 444,362 千円）

(財源区分)	借入金(県) 436,380
	補助金(県) 7,982
(返済区分)	公庫元金 220,944
	市県元金 99,683
	公庫利息 90,399
	市中利息 32,080

(2) 債務と資産の現状

(債務)

- これまでの事業に要した経費の自己負担分として借り入れた債務残高は、平成22年度末の現在で270億3千5百万円
- 現在も必要な経費を借入金で対応しており、平成21年度末と比べると債務残高は1億8千1百万円増加

(資産)

- 森林資産は取得原価方式(森林整備に投じた費用から補助金等の収入を差し引いた差額の積み上げ)により評価していることから、平成22年度末現在で269億3千3百万円(決算)



貸借対照表上の債務超過額 約2億2千7百万円

これまで、病虫獣害や山火事などにより収支が赤字となる分収林の契約解除(減損した評価額による土地所有者への持分譲渡)を行ってきたことから、その差額分等が債務超過として顕在化

資産と負債の状況 (H22 貸借対照表)

科目	全合計	科目	全合計
I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産		1 流動負債	
流動資産合計	525	流動負債合計	31
2 固定資産		2 固定負債	
(1) 基本財産		長期借入金	22,780
基本財産合計	1	県借入金未払利息	4,257
(2) 特定資産		退職給付引当金等	92
特定資産合計	78	固定負債合計	27,129
(3) その他固定資産		負債合計	27,160
森林	26,297	III 正味財産の部	
分収育林	12	1 指定正味財産	
出資金等	20	指定正味財産合計	1
その他固定資産合計	26,329	2 一般正味財産	
固定資産合計	26,408	一般正味財産合計	△ 228
資産合計	26,933	正味財産合計	△ 227
		負債及び正味財産合計	26,933

平成22年度末における借入金残高

単位:百万円

借入先	日本政策金融公庫	市中金融機関	山梨県	合計
元金	6,093	1,979	14,706	22,778
未払い利息	—	—	4,257	4,257
合計	6,093	1,979	18,962	27,035

- 日本政策金融公庫(旧農林漁業金融公庫)
 - ・事業を開始した昭和40年から毎年借入れ、平成22年度までの借入総額は約184億円
 - ・据置期間(20~35年)後に一定期間(10~20年)をかけて利息と併せて償還
 - ・平成67年度までの償還に当たっては今後、利息の約17億円(約定上の合計)が別途必要
- 市中金融機関
 - ・平成17、18年度に公庫借入金のうち利率が3.5%以上のものを借り換えるため約24億円を借入れ
 - ・27年間の期間で毎年償還を行っており、平成43年までに今後の利息が約3億円必要
- 山梨県
 - ・補助金や公庫借入金が充当できない部分を借入れ
 - ・公庫資金の約定による償還が始まった平成元年からは償還に必要な資金も借入れ
 - ・平成10年に無利子化するまでの利息約43億円も含めて、毎年度償還を繰り延べ

(3) 債務処理の課題

債務処理の必要性

- 林業公社の改革に当たっては、存続・廃止のいずれの手法を選択する場合においても、債務処理は必要不可欠



債務超過の原因

- 借入金に依存した森林整備の実施と、木材価格の長期的かつ大幅な下落が大きく影響した、分収林制度が抱える構造的な問題
(全国各地の林業公社が同様に厳しい経営状況)



債務処理の具体的な手法

将来の県財政への影響を考慮した計画的な債務処理が必要

- 一括して処理
 - 第三セクター等改革推進債の活用
- 段階的に処理
 - 約定により償還


債務の現状

- 伐期が到来するまでは伐採収入が見込めず、必要な経費を借入金で賄っているため債務が毎年増加
- 現在の分収割合（公社60:所有者40）により契約どおりに伐採した場合、現在の木材価格による試算では、最終的に平成67年度末に約208億円の債務超過の見込み
- 県からの借入金が大半を占める上、公庫や市中金融機関からの借入金についても県が損失補償
- 現時点でも債務超過であり、新たな公益法人に移行するとした場合においても財団法人に必要な純資産3百万円を確保が困難

公的処理の必要性

- 林業公社が整備してきた森林は、適切な管理を通じて森林の公益的機能を発揮している。
- 森林整備活動を通じ、地域経済の振興にも大きな役割を果たしている。
⇒ 社会資本としての機能に貢献

債務処理に当たって

- 今後も森林の有する公益的機能が継続的に発揮されるよう、森林整備の方向性の見直し
 - 伐採時期の変更や分収割合の見直しなど、債務の抑制に向けた取り組みの実施
- 
- 長期的視点に立った改革プランの策定が必要

3 分収林の再整備のあり方

